

とよの まちの音楽家連盟 規約

第一条 目的

当連盟の活動は営利を目的とすることなく、音楽を愛する者のために結成され、演奏することの喜びを分かち合い、交流を深める。加えて豊能町の文化芸術活動の活性化を図り、その向上の一翼を担うことを目的とするものである。

第二条 加盟

当連盟の定める加盟届を事務局へ提出し、加盟を許可するものとする。

第三条 会員

この連盟の会員は、次に掲げるとおりとする。

個人においては、大阪府豊能町在住、または大阪府豊能町に勤務する者。

団体においては、会員の中に、大阪府豊能町在住、または大阪府豊能町に勤務する者がいること。

第三条 運営

- ① 当連盟の役員は、以下の通りとする。
理事長 副理事長 会計 会計監査
- ② 役員は、年1回の総会において改選する。
- ③ 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

第四条 総会

当連盟は原則として年1回の総会をもつ。総会は理事長が会員を招集し開催する。

総会では、会計報告、規約の改正、役員の改選、会費の決定、連盟の運営方針等、連盟の運営に係ることを決定する。（委任状も含む。）

第五条 この規約は、2011年12月4日より施行する。

《会費規定》

当連盟の会員は、その運営のために、次に定める会費を負担する。

連盟総会において役員より会計報告が行われる。会費は通信・会議・事務費等に使うこととする。

年費 1,000円とする。